

社会教育推進体制の在り方を検討する背景

○ 義務付け・枠付けの見直し提案(平成24年7月24日全国市長会ほか)

○ 教育委員会設置の選択制・社会教育関連業務の首長部局への権限委譲(知事会、町村議会議長会)

地方分権改革推進委員会第3次勧告に基づき、教育委員会の設置を選択制とすべき。

また、既に首長が行うことができる文化に関する事務と関連する図書館、博物館等社会教育に関する業務について、地域の実情に応じ、首長の下での一元的な事務の実施を可能とすべき。

→【回答】▲(義務付けの廃止や条例委任ではないが、何らかの見直しを行う)

○ 社会教育主事の必置義務の廃止(全国市長会)

教育委員会における社会教育主事の必置規制を撤廃する。

→【回答】▲(義務付けの廃止や条例委任ではないが、何らかの見直しを行う)

○ 第6期生涯学習分科会における議論の整理(平成25年1月生涯学習分科会)

<主な今後の検討課題>

(社会教育主事)

○ 社会教育行政における専門的職員としての社会教育主事の位置づけや、配置先の見直しも含めた配置の在り方の検討

○ 社会教育主事講習等を通じて身に付けた社会教育の知識・能力が社会教育行政以外の幅広い分野でも活かされるような仕組みの構築

(社会教育にかかわる人材の在り方)

○ 主体的に地域に参画し、学習成果を生かして地域の課題解決に資する活動を行う人材や各地域での活動の円滑化に資するコーディネーターやファシリテーターの通用性・信頼性が確保されるような質の保証の仕組みの構築、これらの人材間のネットワークの構築

社会教育推進体制の在り方を検討する背景

○ 教育委員会制度の在り方について(第二次提言)(平成25年4月15日教育再生実行会議)

1. 地方教育行政の権限と責任を明確にし、全国どこでも責任ある体制を築く。

○ 地方公共団体における教育行政の責任体制を明確にするため、首長が任免を行う教育長が、地方公共団体の教育行政の責任者として教育事務を行うよう現行制度を見直す。首長による教育長の任命・罷免に際しては、議会の同意を得ることとし、議会が教育長の資質・能力をチェックする。

○ 教育長を教育行政の責任者とするに伴い、教育委員会の性格を改め、その機能は、地域の教育の在るべき姿や基本方針などについて闊達な審議を行い、教育長に対し大きな方向性を示すとともに、教育長による教育事務の執行状況に対するチェックを行うこととする。

○ 地方教育行政の在り方について(平成25年4月25日文部科学大臣諮問)

1 教育委員会制度の在り方について

教育再生実行会議から示された地方教育行政の責任体制を明確にするため、「首長」が任免する「教育長」を地方公共団体の教育行政の責任者とするとの改革の方向性を踏まえ、「教育長」、「教育委員会」、「首長」の法的位置付けや権限、相互の関係など教育委員会制度の見直しの具体的在り方について、御検討をお願いします。その際、

○ 「教育長」の任期や罷免の要件など「首長」と「教育長」の関係をどのように考えるか。

○ 「教育委員会」が果たすべき役割や「教育委員」の任命の方法をどのように考えるか。

○ 教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保するために、「教育委員会」がどのような権限を持ち、責任を負うべきか。

といった具体的な制度設計を中心に御検討をお願いします。

第1章 今後の社会教育行政等の推進の在り方について

今後、社会教育行政は、社会のあらゆる場で地域住民同士が学びあい、教えあう相互学習等が活発に行われるよう環境を醸成する役割を一層果たしていくことが必要。このため、今こそ、従来の「自前主義」から脱却し、首長部局・大学等・民間団体・企業等とも自ら積極的に効果的な連携を仕掛け、地域住民も一体となって協働して取組を進めていく、**ネットワーク型行政の推進を通じた社会教育行政の再構築**を行っていくことが必要。

1. 社会の変化の中で求められるもの

- ・ **個人の自立(人づくり)**に向けた学習
→ 学習の機会が得られ、学習を継続でき、学習成果を社会生活や職業生活に生かすことができる生涯学習社会の実現
- ・ **絆づくり(社会関係資本の構築)・地域づくり**に向けた体制づくり
→ 人材の育成・確保(コーディネーター・ファシリテーター)、集う場の確保、ネットワークの構築

2. 社会教育の役割

- ・ 地域住民同士が学びあい、教えあう相互学習等を通じて、人々の教養の向上、健康の増進等を図り、人と人との絆を強くする
 - ・ 地域住民の自立に向けた意識(自助)を高め、協働による地域づくりの実践(「互助」「共助」)に結びつけていく
- **社会教育行政は、こうした社会教育が活発に行われるよう環境を醸成**

○近年の社会教育の成果

- ・ 学校教育との連携・協働による地域コミュニティの形成
- ・ 家庭教育における学習機会の提供と地域人材の育成
- ・ 生涯学習社会の構築に向けた寄与(多様な学習機会の提供等)

○社会教育行政が抱える課題

- ・ 地域コミュニティの変質への対応(コミュニティ再生への対応が不十分)
- ・ 多様な主体による社会教育事業の展開への対応(様々な課題への対応が不十分)
- ・ 社会教育の専門的職員の役割の変化への対応(社会教育主事減少による十分な活動が困難)

3. 今後の社会教育行政の取組の方向性～「社会教育行政の再構築」～

- ・ 首長部局・大学等・民間団体・企業等との連携・協働の推進(ネットワーク型行政の推進 等)
- ・ 地域社会を担う人材の育成(地域人材の育成・確保、専門的職員の資質向上 等)

〈国の役割〉

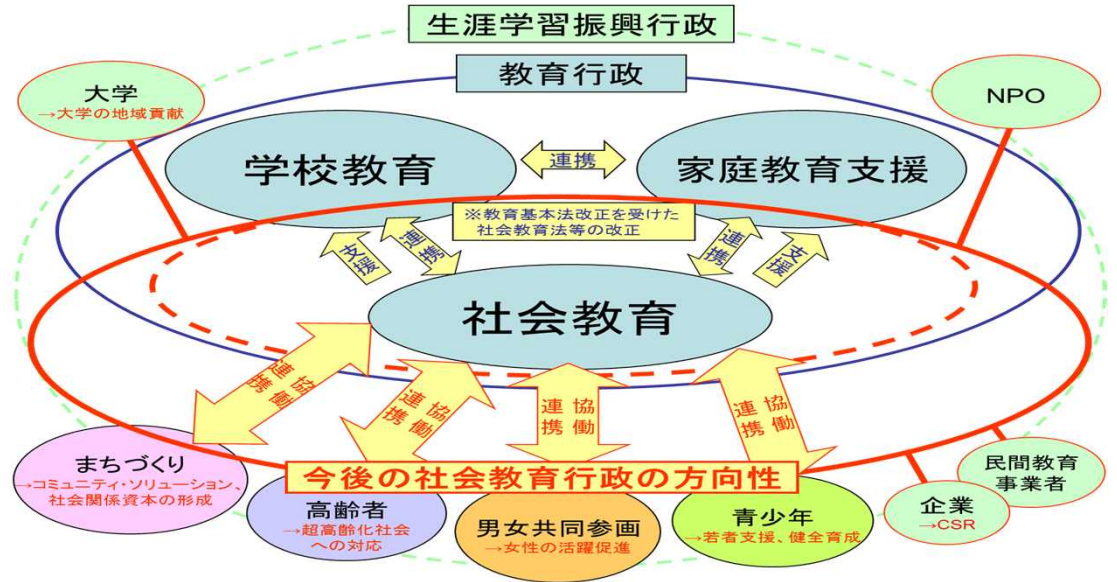
→ **先進的取組の支援・制度改善、社会教育主事の養成・配置や資格の在り方の総合的検討 等**

4. 生涯学習振興行政の調和・統合機能の強化

- ・ 学習活動の全体を俯瞰し、調整して、生涯学習振興の基本的方針等を提示
- ・ 学習情報の提供や相談体制の整備、啓発活動、学習の成果を生かす場や評価のための仕組みの構築

〈国の役割〉

→ **今後の生涯学習振興の基本的な方針等を示し普及、実態把握・調査研究、学習の質の保証、啓発、学習成果の評価・活用の推進 等**



参考データ

○約6,000万人の学習者(世論調査から推定)

大学・専修学校等で学ぶ社会人 約30万人 公民館、生涯学習センター等の講座の自治体主催の受講者数 約2,800万人
カルチャーセンター、スポーツクラブ、外国語教室、音楽教室等の民間の講座の受講者数 約1,000万人
検定試験受験者数 約1,080万人 等

○社会教育施設は約9万施設、社会教育施設利用者は約13億人(年間のべ数)

公民館 約15,000施設 約1.9億人 図書館 約3,300施設 約1.8億人
博物館 約5,800施設 約2.7億人 青少年教育施設 約1,100施設 約0.2億人
女性教育施設 約400施設 約0.1億人 社会・民間体育施設 約63,000施設 約6億人 等

○のべ約800万人の行政職員や地域住民等が生涯学習・社会教育を推進

・社会教育関係職員は約52万人

社会教育主事 約2,500人 公民館職員(うち公民館主事) 約4.9万人(約1.4万人)
図書館職員(うち司書) 約3.6万人(約1.7万人) 博物館職員(うち学芸員) 約2万人(約0.4万人) 等

・多様な人材がボランティア等で様々な活動に参加・協力

学校支援・放課後子ども教室等の活動に参画した地域住民等の数 のべ約647万人
社会教育施設登録ボランティア 約51万人(公民館 約19万人 図書館 約9万人 博物館 約3万人 等)
社会教育委員 約2万人 等

(生涯学習に関する世論調査(平成24年度)、学校基本調査(平成24年度)、社会教育調査(平成20年度、平成23年度中間報告)特定サービス産業実態調査(平成22年度)、検定試験に関する実態調査(平成20年度)、文部科学省調べ(平成23年度間))

○具体的方策の実施期間

以下の1.～5.の柱に基づく具体的方策を第2期教育振興基本計画の実施期間(平成25年度から29年度まで)の中で着実に実施・推進

1. 絆づくりと活力あるコミュニティの形成に向けた学習活動や体制づくりの推進

(1) 社会全体で子どもたちの活動を支援する取組の推進

◆学校支援地域本部等、学校と地域が連携・協働する体制を全国全ての小・中学校区に構築

(2) 学びの場を核にした地域コミュニティの形成の推進

◆公民館等社会教育施設を核とした地域コミュニティの形成の取組の支援
◆学校と社会教育施設の複合化

(3) 地域社会と共生する大学等の高等教育機関づくりの推進

◆大学等の生涯学習機能強化に向けた取組の推進

(4) 豊かなつながりの中での家庭教育支援の充実

◆「家庭教育支援チーム」型の支援 ◆親の育ちを応援する学びの機会の充実

2. 現代的・社会的課題に対応した学習機会及びライフステージに応じた学習機会の充実

(1) 現代的・社会的課題に対応した学習の推進

◆男女共同参画、人権、環境保全、消費者問題、地域防災・安全、ESD等に関する学習の推進
◆公民館等の先進的な取組の支援

(2) ライフステージに応じた学習機会の充実

◆専修学校等における単位制・通信制の導入など社会人等が学びやすい学習・評価システムの構築
◆職業実践的な教育に特化した新たな枠組みの先導的試行など段階的実施
◆自立した高齢期を送るための学習機会の充実

(3) 学習機会の確保のための環境整備

◆ICTを活用した学習(eラーニング)の推進 ◆放送大学における科目・公開講演会の充実

3. 社会生活を円滑に営む上で困難を有する者への学習機会の充実

(1) 子ども・若者への学習支援

◆高等学校卒業程度認定試験等を含む学び直しの機会の提供
◆公民館・青少年教育施設等で子ども・若者の居場所を提供し、支援する体制の構築

(2) 成人への学習支援

◆アウトリーチを重視した家庭教育支援の推進
◆早期離職者等への職業教育・職業訓練の推進

4. 学習の質保証・向上と学習成果の評価・活用の推進

(1) 多様な主体が提供する学習機会の質の保証・向上の推進

◆民間教育事業者における評価・情報公開の仕組みの構築の推進
◆文科省認定社会通信教育制度の見直し ◆専修学校の教育の質の保証

(2) 学習活動の成果の評価・活用の推進

◆学習成果を評価する手法の検討 ◆検定試験の質の向上
◆人材認証制度等の仕組みや認証の共通枠組みの構築の検討

(3) キャリア形成のための新たな学習・評価システムの構築に向けた基盤の整備

◆EU、豪州、韓国等の資格枠組みの動向等を踏まえ、我が国の実情にあったシステムの在り方の調査研究
◆産学官連携のコンソーシアムにおける能力評価基準や教育プログラムの開発の推進

(4) ICTを活用した学習の質の保証・向上、学習成果の評価・活用の推進

◆デジタルコンテンツの質保証・向上の仕組み構築
◆eポートフォリオ・eパスポートの取組支援

5. 生涯学習・社会教育の推進を支える基盤の整備

(1) 様々な主体との連携・協働を進めるための社会教育行政の体制の確立

◆地方公共団体が、様々な主体との連携・協働を円滑に構築できるようにするためのモデル事業や環境整備の実施

(2) 地域の学びを支える人材の育成・活用の推進

◆社会教育主事等の役割や配置の見直し、資質・能力向上の検討
◆地域人材を含む社会教育に関わる人材全体の在り方の検討

(3) 社会教育施設の運営の質の向上

◆自己評価・情報公開の推進 ◆ICTの利活用の推進

(4) 生涯学習・社会教育分野における調査・研究の推進

◆「学び」に関する意識調査の実施 ◆国際成人力調査「PIAAC」による国際比較の結果の分析
◆成果目標・成果指標等の研究の推進

(5) 生涯学習・社会教育の活動を支えるための民間資金等の有効活用

◆生涯学習・社会教育団体への寄附税制の周知等

○第7期の課題

◆専門的職員や地域人材の在り方 ◆成果目標・成果指標の設定
◆学習者の学習成果の評価・活用のための仕組みの構築 ◆キャリア形成のための新たな学習・評価システムの構築 等

教育委員会制度等の在り方について
(第二次提言)

平成25年4月15日

教育再生実行会議

教育委員会制度等の在り方について

(第二次提言)

はじめに

教育再生は、子どもたちが「夢」を実現する意志を持って、自分たちの道を歩んでいけるよう手助けするための営みです。そのために、国は、世界に伍していくべき学力と規範意識を身に付ける機会を保障する責任があります。教師は、困難にも自ら進んで立ち向かい、学び、成長し続ける鑑でなければなりません。また、社会総がかりで教育再生を実行していく中、国民・住民の意向が、教育に適切に反映されることが必要です。

しかし、現実には、教育現場で起きる問題に、的確で速やかな対応が行われず、教育を受ける機会が妨げられるような事態、さらには、子どもの生命や身体が危険に晒される事態が生じています。子どもたちのための教育再生を成し遂げるため、教育行政における責任体制を確立しなければなりません。

教育再生実行会議では、いじめ問題等への対応に続き、教育委員会制度の在り方について議論を行いました。教育委員会制度の問題は教育制度の根幹に関わる問題です。その改革は、先の教育再生会議においても提言がなされ、法律改正もされましたが、依然として課題が解決していません。教育再生を実行に移していく今こそ、教育委員会の存在意義を原点に立ち返って見直す必要があります。そして、全国どこでも責任ある地方教育行政の体制を築くため、以下のような方向性で教育委員会制度を改革することを提言します。今後、政府においては、提言を踏まえ、速やかに具体的な制度改革に向けた検討を行い、その実現を図ることを期待します。

1. 地方教育行政の権限と責任を明確にし、全国どこでも責任ある体制を築く。

現行の教育委員会制度には、合議制の執行機関である教育委員会、その代表者である委員長、事務の統括者である教育長の間での責任の所在の不明確さ、教育委員会の審議等の形骸化、危機管理能力の不足といった課題が依然としてあります。これは、根本的な問題として、非常勤の委員の合議体である教育委員会では、日々変化する教育問題に迅速に対処し、責任を果たしていくにはおのずと限界があるからです。もちろん、関係者のたゆまぬ努力と相互の緊密な意思疎通により、適切な教育行政が行われている地方公共団体があることも事実ですが、属人的なものによるのではなく、どの地域でも責任ある教育行政が可能となる体制を制度として築く必要があります。

他方、教育委員会制度は、戦後一貫して、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保する機能を果たしてきました。新たな地方教育行政の体制においても、教育内容や教職員人事等における政治的中立性等の確保は引き続き重要です。その上で、地方教育行政の権限と責任を明確にするため、地域の民意を代表する首長が、教育行政に連帯して責任を果たせるような体制にする必要があります。

このような観点を踏まえ、以下のような方向性で教育委員会制度を抜本的に改革することが必要です。

- 地方公共団体における教育行政の責任体制を明確にするため、首長が任免を行う教育長が、地方公共団体の教育行政の責任者として教育事務を行うよう現行制度を見直す。首長による教育長の任命・罷免に際しては、議会の同意を得ることとし、議会が教育長の資質・能力をチェックする。
- 教育長を教育行政の責任者とするに伴い、教育委員会の性格を改め、その機能は、地域の教育の在るべき姿や基本方針などについて闊達な審議を行い、教育長に対し大きな方向性を示すとともに、教育長による教育事務の執行状況に対するチェックを行うこととする。
- 政治的中立性等を確保するため、特に、教育長が教育の基本方針や教育内容に関わる事項を決定する際には、教育委員会で審議することとするなどの制度上の措置を講ずる。
- 教育長が、地方公共団体の教育について、十分に責任を果たすことができるよう、指導主事等の専門職の配置充実など教育行政部局の体制を強化する。また、学校だけでは対応が困難な問題について、弁護士等の外部専門家による支援体制を整備する。さらに、教育予算の編成・執行や他の部局との交流人事においても、首長と教育長の連携を一層強化する。
- 教育長の資質・能力は極めて重要であり、強い使命感を持ち常に自己研鑽に励む人材が求められる。教育長に、教育の専門的識見とマネジメント能力に優れた者を充てることができるよう、現職の教育長や教育長候補者の研修など、「学び続ける教育長」の育成に国が一定の責任を果たす。
- 教育委員には、広い視野を持って我が国の将来を思い、未来を担う子どもの育成

を熱心に考え行動できる者を人選する。その際、保護者に加え、コミュニティ・スクール（学校運営協議会）や学校支援地域本部等がある地域では、その関係者を教育委員にするなど、住民の意向の反映に努める。また、文化・芸術、スポーツなど各界で顕著な功績のある者の活用も考慮する。

- 上記の方針の下、新たな地方教育行政体制において、教育委員会で審議すべき事項とその取扱い、教育委員の任命方法、教育長の罷免要件等の詳細な制度設計については、今後、中央教育審議会において更に専門的に審議されることを期待する。その際、新たな教育行政組織の名称について、役割や機能が国民に分かりやすいものとなるように配慮する必要がある。

なお、合議制の執行機関である教育委員会制度を基本的に維持しつつ、教育長を首長の任命によることとし、教育委員会規則の制定・改廃や具体的な教職員の人事の決定は教育長に委任するなど、実態にあった制度の見直しをすべきであり、仮に教育委員会の性格を改める場合には、首長を教育行政の責任者とし、教育長を教育事務執行の責任者とすべきとの意見があったことも付記します。

2. 責任ある教育が行われるよう、国、都道府県、市町村の役割を明確にし、権限の見直しを行う。

我が国の将来を担う子どもたちの教育について、最終的な責任は国にあり、ナショナル・スタンダードが維持され、責任ある教育が行われると同時に、地方の実情等を考慮し、地方の創意工夫をいかした教育が展開されるようにする必要があります。また、教師の人材確保については、地域格差を生じさせない配慮が求められます。こうした観点から、国、都道府県、市町村の役割を明確にするとともに、相互の権限や関係を見直す必要があります。

- 国は、学習指導要領や学級編制の標準等について、教育のナショナル・スタンダードを維持しつつ、各地方公共団体がそれぞれの創意工夫によって、特色ある教育を十分展開できるようにする。

- 他方、責任ある教育行政が確実に行われるよう、具体的教育行政については、原則として地方公共団体自らが判断し、責任を負うべきとの前提に立った上で、地方公共団体の教育行政が法令の規定に違反したり、子どもの生命・身体や教育を受ける権利が侵害されたりする場合には、最終的には、国が、是正・改善の指示等を行えるようにすることにより、その責任をしっかりと果たせるようにする。

- 国は、県費負担教職員の人事権について、小規模市町村を含む一定規模の区域や都道府県において人事交流の調整を行うようにする仕組みを構築することを前提とした上で、小規模市町村等の理解を得て、市町村に委譲することを検討する。また、指定都市について、税財源措置の方策等に関して関係道府県・指定都市等の理解を得た上で、教職員の人事権者と給与負担者を一致させることを検討する。学校についても、教職員の人事についての校長の権限を強化するため、市町村の教育行政部局は、校長の意向の反映に努めることとする。
- 国及び地方公共団体は、困難にも自ら進んで立ち向かい、学び、成長し続ける教師の育成に積極的に取り組む。教育は子どもたちの将来に繋がる魅力的な営みであり、真に頑張っている教師の士気を高めるためにふさわしい処遇の改善や、一定の教育水準を確保し、その維持向上を図るため、義務教育費の負担金等について、国が十分に責任を果たす。
- 義務教育についての市町村の権限と責任体制を確立することに伴い、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るべく、国は、諸外国の制度も参考としつつ、我が国にふさわしい地方教育行政や学校教育の第三者評価の仕組みについて検討する。その際、教育の質を改善し、向上させていくことを目的として、地方の教育行政や学校教育の成果とプロセスを評価し、優秀な事例を目標にして全体がそれを目指す仕組みとする。

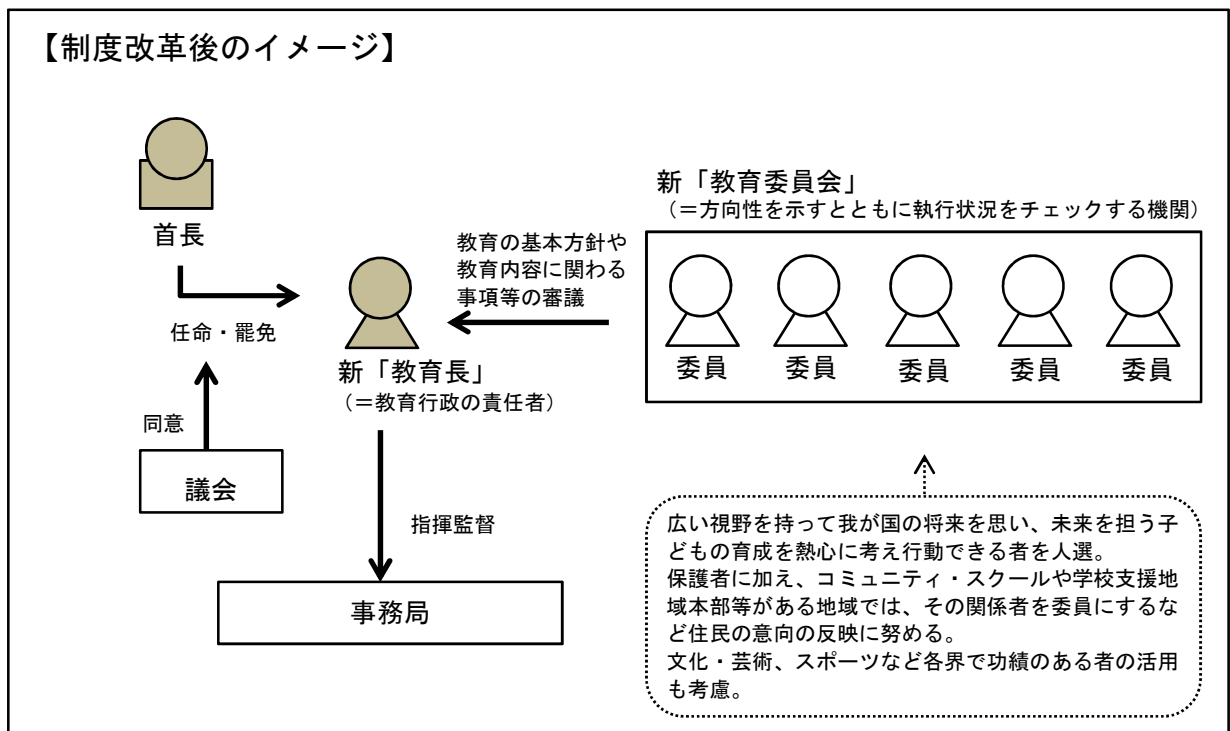
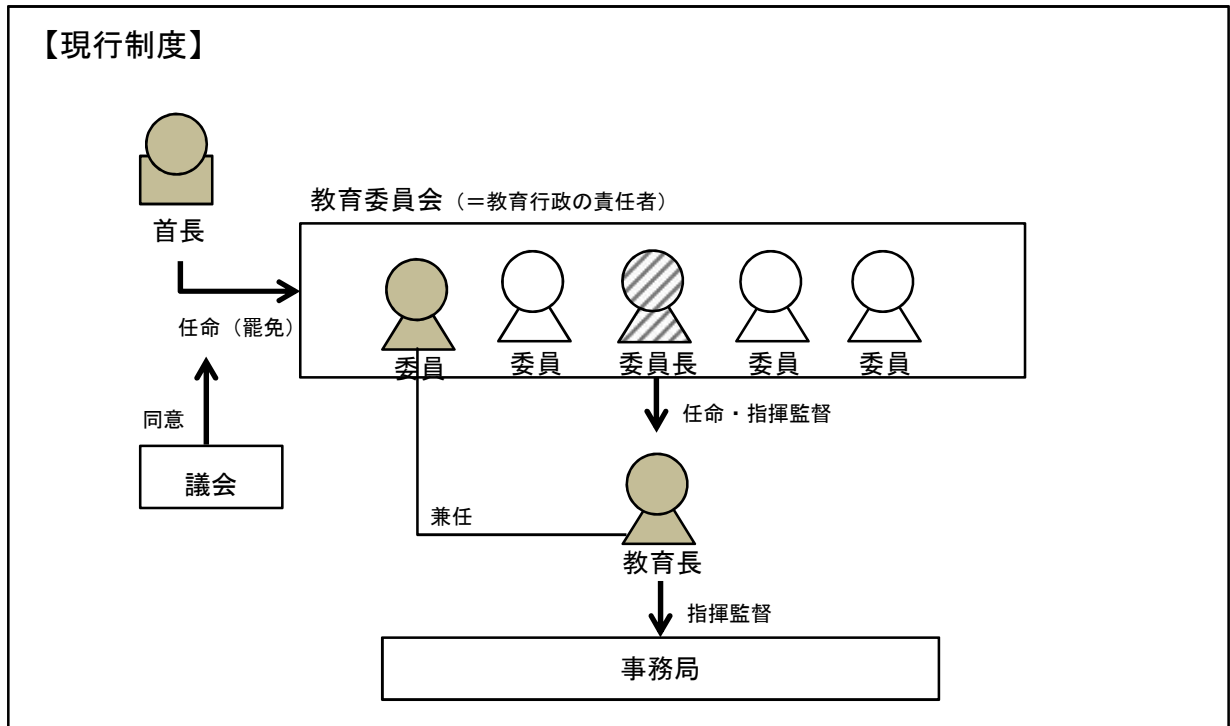
3. 地方教育行政や学校運営に対し、地域住民の意向を適切に反映する。

社会総がかりで教育再生を実行していくため、地域住民の意向が学校運営に適切に反映されなければなりません。地域住民、保護者を始め、学校を支える関係者の思いが、教育に反映される仕組みと、その適切な運用が必要です。

- 国及び地方公共団体は、教育行政や学校が閉鎖的になることなく、地域と共にある学校づくりを進めるため、コミュニティ・スクールや学校支援地域本部等の設置に努めることとする。その際、こうした取組を検証しつつ、より実効性のあるものとなるよう支援策を講じる。

- 地方教育行政の遂行に当たっては、首長の意向とともに、コミュニティ・スクールを地域住民の意向を学校教育に反映する重要なルートとすることによって、地域住民も含めた関係者が、当事者意識を持って、地域総がかりで学校を支援し、学校の質を高めていく。

【参考】教育委員会制度改革のイメージ



※ 新「教育委員会」で審議すべき事項とその取扱い、委員の任命方法、新「教育長」の罷免要件等の詳細な制度設計については、今後、中央教育審議会において更に専門的に審議。

25文科初第182号

中央教育審議会

次に掲げる事項について、別添理由を添えて諮問します。

今後の地方教育行政の在り方について

平成25年4月25日

文 部 科 学 大 臣 下 村 博 文

(理由)

我が国の地方教育行政は、戦後約65年にわたり、中央教育審議会からの御提言等を踏まえた様々な制度改正を経ながらも、教育の政治的中立性、継続性・安定性の確保や地域住民の意向の反映を趣旨とする教育委員会制度を基盤として、国、都道府県、市町村の連携協力の下、教育の機会均等の実現や教育水準の維持向上を始め、地域における教育、文化、スポーツの振興に重要な役割を果たしてきたところであります。

しかしながら、地方教育行政に関しては、これまでも、権限と責任の所在が不明確で、地域住民や保護者の意向を十分反映していないのではないかというような問題点が指摘されており、これらの問題点をめぐって、各方面で様々な議論や問題提起が活発化しています。

また、大津市のいじめ事案等への対応をめぐって、これらの問題点に加え、特に、児童生徒の生命・身体や教育を受ける権利を脅かすような重大な事態が起こった際の学校・教育委員会や首長、さらには国の対応の在り方についても様々な指摘がなされています。

我が国の教育が様々な課題に直面する中で、これらの課題を克服し、子どもたちが「夢」を実現する意志を持って、自分たちの道を歩んでいけるよう手助けをするための営みである教育再生を実行していくためには、地方教育行政について、その責任体制を確立し、現場の問題に迅速かつ的確に対応できるよう、抜本的な改革が必要であると考えます。

以上のような観点から、閣議決定に基づき内閣総理大臣が開催する教育再生実行会議において、教育委員会制度の抜本的改革等について御議論いただき、先日、改革の方向性について御提言をいただいたところであります。この提言では、

- ① 地方教育行政の権限と責任を明確にし、全国どこでも責任ある体制を築くため、主に次のような方向性で教育委員会制度を抜本的に改革すること
 - 首長が任免を行う教育長を地方公共団体の教育行政の責任者とする。
 - 教育委員会は、地域の教育の基本方針等について審議し、教育長に対し大きな方向性を示すとともに、教育長による事務執行状況をチェックすることとする。
 - 政治的中立性等を確保するため、教育長が教育の基本方針や教育内容に関わる事項を決定する際には、教育委員会で審議するなどの制度上の措置を講ずる。
- ② ナショナル・スタンダードが維持され、責任ある教育が行われるよう、主に次のような方向性で国、都道府県、市町村の役割を明確にし、相互の権限や関係を見直すこと
 - 地方公共団体の教育行政が法令の規定に違反したり、子どもの生命・身体や教育を受ける権利が侵害されたりする場合には、最終的には、国が、是正・改善の指示等を行えるようにすることにより、その責任をしっかりと果たせるようにする。
 - 国は、県費負担教職員の人事権について、小規模市町村を含む一定規模の区域や都道府県において人事交流の調整を行うようにする仕組みを構築することを前提とし

た上で、小規模市町村等の理解を得て、市町村に委譲することを検討する。また、指定都市について、税財源措置の方策等に関して関係道府県・指定都市等の理解を得た上で、教職員の人事権者と給与負担者を一致させることを検討する。

③ 地方教育行政や学校運営に対し地域住民の意向を適切に反映すること

○ 地域と共にある学校づくりを進めるため、コミュニティ・スクール等の設置に努める。

などが盛り込まれています。これらを踏まえ、今後の地方教育行政の在り方について諮問を行うものでありますが、特に、改革の方向性を踏まえた具体的実施方法や法制化に関わる事項を中心に御審議いただきたいと考えています。

具体的には、以下の点を中心に御審議をお願いいたします。

1 教育委員会制度の在り方について

第一に、教育委員会制度の在り方についてであります。

教育再生実行会議から示された地方教育行政の責任体制を明確にするため、「首長」が任免する「教育長」を地方公共団体の教育行政の責任者とするとの改革の方向性を踏まえ、「教育長」、「教育委員会」、「首長」の法的位置付けや権限、相互の関係など教育委員会制度の見直しの具体的在り方について、御検討をお願いします。その際、

- 「教育長」の任期や罷免の要件など「首長」と「教育長」の関係をどのように考えるか。
- 「教育委員会」が果たすべき役割や「教育委員」の任命の方法をどのように考えるか。
- 教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保するために、「教育委員会」がどのような権限を持ち、責任を負うべきか。

といった具体的な制度設計を中心に御検討をお願いします。

2 教育行政における国，都道府県，市町村の役割分担と各々の関係の在り方について

第二に、教育行政における国，都道府県，市町村の役割分担と各々の関係の在り方についてであります。

教育再生実行会議から示された改革の方向性を踏まえ、教育行政における国の責任の果たし方，都道府県と市町村の役割と関係の在り方などについて、御検討をお願いします。具体的には、

- 地方教育行政の法令違反や子どもの生命・身体，教育を受ける権利の侵害の場合の是正・改善の指示等，国がどのように責任を果たすべきか。
- 県費負担教職員の人事権や給与負担について，都道府県及び市町村の役割をどう考

えるか。

○ 小規模市町村における教育行政の広域化についてどう考えるか。
などを中心に御検討をお願いします。

3 学校と教育行政，保護者・地域住民との関係の在り方について

第三に，学校と教育行政，保護者・地域住民との関係の在り方についてであります。

教育再生実行会議から示された改革の方向性を踏まえ，学校と教育行政との関係の在り方，学校と保護者・地域住民との関係の在り方などについて，御検討をお願いします。

以上が中心的に御審議をお願いしたい事項であります。このほかにも今後の地方教育行政の在り方に関し必要な事項について御検討をお願いします。